ハラスメント防止規程

第1章　総則

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟（以下「本連盟」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントが発生した場合の対応等を定め、全ての構成員が互いの人格を尊重し、安全かつ適正な環境で競技及び業務に専念できる環境を確保することを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本規程は、本連盟の役員、職員、加盟校の指導者、登録選手、審判員、及び本連盟の事業に参加する全ての関係者（以下「構成員」という。）に適用する。

第 3 条（ハラスメントの定義）

本規程において、ハラスメントとは、以下の各号に掲げる行為をいう。

1. **パワー・ハラスメント：** 競技指導上または職務上の優越的な関係を背景とした、指導・業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的・身体的苦痛を与え、または競技・就業環境を悪化させる行為。
2. **セクシュアル・ハラスメント：** 相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または競技・就業環境を悪化させる行為。
3. **アカデミック・ハラスメント：** 指導者等が学生の学業、研究または正当な課外活動を不当に制限・妨害し、または不利益を与える行為。
4. **ジェンダー・ハラスメント：** 性別による差別的な意識に基づく嫌がらせ、または性的指向・性自認に関する不適切な言動。
5. **その他のハラスメント：** 前各号のほか、人種、信条、障害の有無等に関する差別的言動により相手方の尊厳を傷つける行為。

第 2 章 禁止事項及び責務

第 4 条（禁止事項）

構成員は、いかなる形態のハラスメントも行ってはならない。また、ハラスメントを黙認し、または助長してはならない。

第 5 条（指導者の責務）

指導者は、学生選手に対して常に教育的配慮を忘れず、暴力、暴言、過度な負荷の強制、ハラスメントによる指導を行わないよう自己を律しなければならない。

第 6 条（連盟の責務）

本連盟は、ハラスメントを防止するため、定期的な啓発活動（研修会の開催、マニュアルの配布等）を実施し、風通しの良い組織文化の構築に努めるものとする。

第 3 章 相談及び苦情処理

第 7 条（相談窓口の設置）

1. 本連盟に、ハラスメントに関する相談を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を設置する。
2. 窓口には、担当理事のほか、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）を配置する。

第 8 条（相談の申出）

1. ハラスメントの被害を受けた構成員、またはその事実を知った構成員は、窓口に対して相談を申し出ることができる。
2. 相談は、書面、電話、電子メール、または面談のいずれの方法によっても行うことができる。

第 9 条（プライバシーの保護）

窓口の担当者及び調査に関わる者は、相談者、行為者及び協力者のプライバシーならびに名誉を厳重に保護し、正当な理由なく調査で知り得た事実を漏らしてはならない。

第 10 条（不利益取扱いの禁止）

本連盟は、相談の申出、調査への協力、または正当なハラスメント防止活動を行ったことを理由として、当該構成員に対し、解雇、降格、選考からの除外、その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第 4 章 調査及び救済

第 11 条（調査委員会の設置）

1. 窓口への相談があり、事実関係の調査が必要と判断された場合、理事会は速やかに「ハラスメント調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。
2. 調査委員会は、事案に関与しない公平な立場の委員 3 名以上で構成し、うち 1 名以上は専門家（弁護士等）を含めなければならない。

第 12 条（調査の実施）

調査委員会は、関係者からの聞き取り、資料の収集等を行い、ハラスメントの存否について事実確認を行う。行為者とされた者は、調査に対して誠実に協力しなければならない。

第 13 条（適正な手続き）

調査委員会は、行為者とされる者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第 5 章 処分及び更生

第 14 条（処分）

理事会は、調査委員会の報告に基づき、ハラスメントの事実が認められた場合、その程度に応じて行為者に対し以下の処分を行う。

1. 厳重注意（口頭または書面）
2. 本連盟主催事業への参加停止
3. 指導者資格の停止または剥奪
4. 本連盟からの除名
5. 職員にあっては、就業規則に基づく懲戒処分

第 15 条（再発防止措置）

本連盟は、ハラスメントが認められた場合、被害者の救済を図るとともに、行為者の更生プログラムへの参加や、組織全体の再発防止策を講じなければならない。

第 6 章 附則

第 16 条（細則）

本規程に定めるもののほか、運用に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第 17 条（改定）

本規程の改定は、理事会の決議によらなければならない。

第 18 条（施行期日）

本規程は、2026 年 6 月 27 日から施行する。